

第32表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員  
—試験観察の種類別終局決定別—全家庭裁判所

終 局 決 定	試 験 観 察 の 種 類					
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項			
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)	
					補 導 の み	身 柄 付 き
総 数	1 042	92	620	13	113	204
検 察 官 へ 送 致	3	-	2	-	1	-
刑 事 処 分 相 当 年 齢 超 過	1 2	- -	1 1	- -	- 1	- -
保 護 処 分	895	77	550	10	81	177
保 護 観 察 児 童 自 立 支 援 施 設 又 は 児 童 養 護 施 設 へ 送 致	777 4	65 2	481 2	10 -	76 -	145 -
少 年 院 へ 送 致	114	10	67	-	5	32
第 1 種	110	9	66	-	5	30
第 2 種	1	-	-	-	-	1
第 3 種	3	1	1	-	-	1
知 事 又 は 児 童 相 談 所 長 へ 送 致	10	-	8	-	-	2
強 制 制 度	-	-	-	-	-	-
非 強 制 制 度	10	-	8	-	-	2
不 処 分	126	14	55	3	31	23
保 護 的 措 置 別 件 保 護 中	84 40	10 4	32 22	2 1	31 -	9 13
非 行 な し	-	-	-	-	-	-
所 在 不 明 等	2	-	1	-	-	1
そ の 他	-	-	-	-	-	-
審 判 不 開 始	8	1	5	-	-	2
保 護 的 措 置 別 件 保 護 中	-	-	-	-	-	-
事 案 軽 微	-	-	-	-	-	-
非 行 な し	-	-	-	-	-	-
所 在 不 明 等	8	1	5	-	-	2
そ の 他	-	-	-	-	-	-

1), 2), 3), 4) 第30表脚注参照